

千葉県生涯学習審議会 子どもの読書活動推進部会の設置について（案）

1 設置趣旨

「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」の改定について、集中的に検討・協議する必要があることから、生涯学習審議会内に「千葉県子どもの読書活動推進部会」を設ける。

2 設置根拠

（1）千葉県生涯学習審議会条例（平成3年7月22日 千葉県条例第32号）

（部会）

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

（2）千葉県生涯学習審議会運営規則（平成3年7月22日 教育委員会規則第10号）

（職員等の出席）

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他の関係人に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

（部会長等）

第4条 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

（部会の会議）

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 部会は、当該部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 部会の議事は、出席した当該部会に属する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第2条及び第3条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第2条中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、第3条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

3 構成員

（1）生涯学習審議会委員5名程度

（2）部会の求めにより関係機関の職員等に出席を求めるものとする

（保育・幼児教育関係者・学校図書館関係者、公共図書館関係者等を想定）

4 設置期間

設置した日から「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」の策定日までとする。